

ビジネスと人権に関する行動計画 1 周年記念シンポジウム
～救済へのアクセスの実現に向けて～
報告書

日時 2022年1月26日（水）18時～20時
形式 Zoom ウェビナーによるオンライン開催
主催 日本弁護士連合会

本報告書は、本シンポジウムにおける講演者及びパネリストの発言内容をまとめたものであり、主催した団体の公式な見解ではありません。

プログラム

- ◆開会挨拶 荒 中 （日本弁護士連合会会長）

- ◆基調講演 「救済へのアクセスにおける国内人権機関の役割」
 - ・ Aishah Bidin 氏 （マレーシア国内人権機関「SUHAKAM」元コミッショナー（ビジネスと人権担当）、マレーシア科学アカデミー（Academy of Sciences Malaysia）法学教授）

- ◆基調講演 「NCP（OECD 多国籍企業行動指針連絡窓口）を通じた救済への取組の実践とその課題」
 - ・ Shin Young Chung 氏 （弁護士、NGO Korea Transnational Corporation Watch 関係者）

- ◆基調講演 「救済へのアクセス実現に向けた企業・弁護士の役割—企業の責任に関する規範の拡大の状況を踏まえて」
 - ・ Elise Groulx 氏 （国際法曹協会（IBA）ビジネスと人権委員会委員長、アメリカ法曹協会（ABA）ビジネスと人権プロジェクト・アドバイザー委員会委員長、カナダ・フランス弁護士）

- ◆パネルディスカッション 「救済へのアクセス実現に向けて政府・企業・市民社会・弁護士がとるべきアクション」
- パネリスト
 - ・ Aishah Bidin 氏
 - ・ Shin Young Chung 氏
 - ・ Elise Groulx 氏
 - ・ 指宿昭一 弁護士（日弁連人権擁護委員会外国人労働者受入れ問題 PT 事務局長）
 - ・ 高橋大祐 弁護士（日弁連弁護士業務改革委員会 CSR と内部統制に関する PT 副座長）
- モデレーター
 - ・ 佐藤暁子 弁護士（日弁連国際人権問題委員会幹事）

- ◆閉会挨拶 佐谷道浩（日本弁護士連合会副会長）

○総合司会：湯川雄介 弁護士（日弁連国際人権問題委員会幹事）

◆開会挨拶 荒中（日本弁護士連合会会長）

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（UNGP）履行のために、日本政府が2020年10月に「ビジネスと人権に関する行動計画（NAP）」を公表してから約1年が経った。政府が行動計画を公表して進めているので、指導原則履行のための取組が進んでいると歓迎できるものの、指導原則の中核的テーマの一つである「救済へのアクセス」については、残念ながら具体的施策は未だ見えてはならず、十分ではない。そのため、企業活動に関連して発生する人権侵害の被害者の権利救済には、まだ多くの課題が残されている。

このような実状を踏まえ、本シンポジウムでは、海外での国内人権機関やOECD多国籍企業行動指針連絡窓口の活用といった具体的事例を取り上げ、日本における指導原則に基づく救済へのアクセス実現のための実効的な方策を議論する。

人権尊重を前提とした企業活動を促進していく上で、人権侵害が発生した場合に、その被害者が適時適切に救済を受けられることは極めて重要である。とりわけ、全世界を対象としてグローバルな展開が企業活動の前提となる中、企業活動がもたらす人権侵害の被害者、とりわけ国外における人権侵害の被害者に対する、司法的、準ないし非司法的救済へのアクセスの拡充は、喫緊の課題である。当連合会は、今後もナップの実効的な実施と、更なる発展のために、継続して、提言や必要な協力をしていく所存である。

◆Aishah Bidin 「救済へのアクセスにおける国内人権機関の役割」

- ビジネスと人権に関する行動計画1周年記念ということで、救済へのアクセスにおける人権委員会の役割ということで講演したい。
- 基本的な人権システムの原則として、自分の権利が侵害されたときに、救済手段へのアクセスが保障されなければならない。また、権利侵害に対する是正措置を持たねばならない。UNGPは、それが国の義務であると謳っている。企業が人権侵害をしたときは国が救済を提供する必要がある。そして、司法メカニズムはそれを確保するための核心となる。また、行政費用や言語のバリアーの除去も必要である。
- 救済へのアクセスについては、UNGPも関与し、国家レベルの司法的救済メカニズムや、国家レベルでの非司法的救済メカニズム（国家人権機関：NHRI）や非国家レベルでの非司法的救済メカニズムが重要である。
- UNGPの原則は重要である。例えば、正当性、透明性、権利適合性等である。

これらはベンチマークとなっており、これに考慮した上で苦情処理メカニズムを設計する必要がある。メカニズムが設計されれば、良好な結果をステークホルダーにもたらす。

- NHRI と、ビジネスと人権について、NHRI は国際人権を国レベルで保護するための独立機関であり、国家レベルでの権能を持つ唯一の機関であり、問題にフレキシブル、かつ根本的に対処することができる。
- NHRI の役割は、苦情処理であるが、パリ原則（1993年国連総会決議で採択された NHRI の作業枠組みを定めた拘束力のない原則）では苦情の受領は明示されているものではない。NHRI は、被害者が救済のために利用できる唯一の機関である場合があり、広範かつ公的な調査をすることができる。また、啓蒙活動等を通じて救済へのアクセスに対する支援をすることができる。例えば、NHRI は、経済界や多国籍企業等に対する研修等を行っている。
- NHRI の救済へのアクセスにかかわる役割としては、主に以下のものが挙げられる。
 - ・ 標準作業手続書（SOP）の策定、研修の提供
 - ・ 救済へのアクセスのサポートに関する教育訓練等の提供
 - ・ 状況報告の実施
 - ・ オブザーバーとしての裁判への参加
 - ・ ビジネスと人権関連の調停の実施
 - ・ 専門知識を持たない司法機関に対して、人権に関する専門知識の提供
- NHRI の調査調停の権限は、セクシュアル・ハラスメントや家庭内労働者の権利、妊娠中の労働者の差別の禁止、人身売買等多岐にわたる。
- マレーシアの国家人権委員会は、教育の促進、立法や手続等への勧告、人権侵害の苦情の調査等の権限を与えられている。2011年～2017年の間に1万3千件以上の人権関係の苦情を受け付けている。また、人権委員会は、公的な調査を行うことができ、また、事実認定も行う。先住民の土地管理に関する国家調査等も行われている。国家の調査に関しては、全国調査の範囲と枠組みが示されている（付託事項の策定、意見公募、公聴会、勧告等）。委員会によって行われるプロセスの際、広範なパブリック・コメントが行われ、文書の提出が求められ、公聴会も行い、サイトビジット等も行われている。そして、人権委員会は、政府に勧告や提言を行う。環境関連で、法律の不足等によって、効果的な法的解決が期待できないという問題が生じる。このような場合に一般の国民の参加が必要になるため、市民が参加をできるようにする。環境の問題ではこのような方法が

有益である。

- 環境問題について、特に手続面や提訴権者の問題等、現在の法律に問題がある場合がある。また、リソースの問題も存在する。すなわち、訴訟は費用と専門知識が必要という点である。そこで NHRI がそれをサポートすることが期待されている。
- NHRI には課題もある。NHRI は効果的である反面、制約もある。特に執行権を持っていないという点である。NHRI が、司法メカニズム、非司法メカニズムを補完することが重要である。また、独立性の問題もある、特に経済的な独立性は重要である。公的な調査には資源が必要であるため、NHRI が介入なく存立するためには、十分なサポートが必要となる。
- 今後の展開として、ビジネスの権利濫用に対する戦略的なアプローチが必要である。NHRI が権限を有し、人権問題に対するソリューションを提供できなければならない。NHRI の促進のみならず、権限を統合するということに力を入れる必要がある。人権の研修、救済へのアクセスの拡大等である。
- NHRI は孤立して存在することができない。他の司法手続も救済のために必要であり、補完する形で他の司法機関と機能しなければならない。他のステークホルダーと協力をし、苦情処理が適時に効果的に行われるようにしなければならない。情報交換等も重要であり、クロスボーダーで協力していく必要がある。

◆Shin Young Chung 「NCP (OECD 多国籍企業行動指針連絡窓口) を通じた救済への取組の実践とその課題」

- 本日私共から NCP (OECD 多国籍企業行動指針連絡窓口、National Contact Point) を活用した、救済へのアクセスについての経験を講演する。
- KTNC ウォッチは人権、労働、環境等、いろいろな問題に取り組んでいる。韓国企業が海外で人権侵害をしている場合の海外の被害者の支援に注力し、事案が発生したら調査をし、報告をし、具体的な事案に取り組むことを大切にしている。
- NCP は、OECD ガイドラインの対象となる企業間の苦情に対処するための政府支援の国際的な苦情処理メカニズムである。OECD ガイドラインは、ガイドラインなので、法律ではなく、任意のものである。こうした OECD の多国籍企業行動指針は、OECD 加盟国の企業が遵守すべき行動指針であるが、このガイドラインのもと、NCP を設置することになっている。
- 違反が発生した場合、NCP に対して、苦情申し立てをすることができる。企業

として人権違反を直接行っていなかったとしても、何らかの形で関与している場合には、そのような事案をガイドラインの違反として申し立てできる。

- 韓国政府も、2011年にNCPを設置した。民間の機関が事務局となっている。NCPの役割としては、ガイドラインのもとで紛争を解決することである。被害者の救済策となる。救済手続として使う理由は、国連システムではなく、政府のシステムであるというメリットを生かすことができる（国連のシステムは、解決までに時間がかかり、また、企業が真摯に対応しないという欠点がある。）。
- NCPは、事案発生後、初期的評価、検討を行い、審査をする（世界中で同じNCPの基準が適用される。）。初期的評価をNCPが行ったら、当事者同士で調停を行う。順調なら和解し、不調ならNCPは企業に対して勧告を出すことになる。
- 最近公表されたNCPの統計は、申立件数は推定35件であり、1件のみしか調停が成功しなかった。最終的な合意の内容はわかっていない。統計上は初期的評価の段階で多くの事案が却下されている。調停に入っても合意に至らないこともある。
- NCP2012年に申し立てられたPOSCOの事案では、POSCOが、インドで大型の工場設置を計画したところ、インドの地元住民が進出に反対したものの、計画は進められ、強制的な立ち退きによって住宅を失う人たちが現れた。この事件には、韓国・オランダ・ノルウェーのNGOが関与し、また、韓国だけでなく他国のNCPにも持ち込んだ。これは、ノルウェーとオランダの年金機構がPOSCOに出資していたからである。OECDから、国連BHRに、マイナー出資が取引関係とみなすべきか照会をしたところ、年金機構の出資は取引関係にあると判断された。韓国のNCPは、これはインド政府の取り扱いとすべきであるとして最初のアセスメントで却下をした。
- ウズベキスタンの強制労働の事案では、綿花産業において児童労働が多用されていた。韓国企業が直接関与していたわけではないが、綿花を韓国企業が調達していたと。韓国のNCPに申し立てをしたが、初期的評価の段階で却下された。韓国企業としては解決への影響力がなく、児童労働に寄与していないと判断されたものであった。
- インドネシアのパーム油の問題について、インドネシアのパーム油を韓国が調達していた。NCPに申し立てをした。意見の相違が大きすぎて合意に至らなかった。この手続を通じて、NCPとして救済にあたっては中立的であろうとしていた。この件から、中立的であるだけでは問題解決に当たらないということがはっきりした。政府のNCPに対する基本的見解として指導原則を促進する機関

であると考えているが、被害者に救済策を与える機関であると考えている。しかし、そのようには機能していないのが実際である。

- 政府としては、別の面でビジネスと人権に関心を寄せている。公的機関で採用されている人権管理システムとして、人権管理を確立するために、人権宣言や関連する規則の採択、人権管理委員会の公的機関としての設置、人権影響評価の実施、苦情処理メカニズムの確立、報告書の発行等を行っている。
- 韓国石油公社 (KNOC) が、カザフスタンで行っていたプロジェクトにおいて、水質汚染の問題が発生した。人権管理委員会は、水汚染は起きておらず、汚染の問題ではないと判断した。救済へのアクセスは重要な問題であるにもかかわらず、人権管理委員会で有効に機能していない事例である。この件から、デュー・ディリジェンス法が必要との認識に至った。すなわち、企業に法的責任を課し、企業の法的責任を直接問う法律が必要である。すでに政府としては **Framework Act on Human Rights Policy** を起案したので、これが法的根拠となって、人権問題の解決に寄与することを期待したい。

◆ *Elise Groulx 「救済へのアクセス実現に向けた企業・弁護士の役割—企業の責任に関する規範の拡大の状況を踏まえて」*

- 救済へのアクセスに関するいろいろな課題について申し上げたい。
- ビジネスと人権に関する指導原則 (UNGP) は全会一致で承認されている。UNGP には、三つの柱がある。第 1 の柱は人権を保護する国家の義務、第 2 の柱は人権を尊重する企業の責任、第 3 の柱は救済へのアクセスである。
- 指導原則 11 は、企業の人権尊重責任、人権侵害回避責任を明記したものである。人権を尊重するというのは、回避の原因をなくし、侵害を緩和しなければならないというものである。
- 指導原則 25 では、国家は、企業関連の人権侵害について、適切な手続をとって、効果的な救済の対策をとらなければならないことを定めている。
- 企業は、人権侵害が発生した場合、早期に企業の問題について救済を確保しなければならない。まず、人権へのマイナスの影響を特定し、デュー・ディリジェンスを行い、組織的な課題を特定し、特定した課題に関しては早期に救済する必要がある。このメカニズムにおいて大切なことは、マイナスの影響を受けた被害者の正当な懸念に対応するというものである。
- 指導原則 31 は、苦情処理メカニズムは、公平であり、また処理状況についての透明性が確保され、救済結果の国際的に認められた人権へ適合していること等

求められる。もっとも、実際の救済へのアクセスについては多くの課題がある。

- 3番目の柱である救済へのアクセスが、指導原則の中核であり、大きな課題である。特に人権侵害を受けた先住民の被害者については対策が急務である。この障壁を克服するためには専門家が必要。障壁の中核は、不平等である。法的には手続上の公平性の確保が問題である。弁護士等司法関係者のみが貢献できる分野である。救済へのアクセスを広くするという事は、被害者に対して、手続的な公正・平等を確保するという事である。
- 企業が、その子会社が行ったことを知ることが難しいというのも一つの障壁である。気候変動に関しては、それに関する判決が出ている。域外管轄を認める必要があるだろう。また、国際裁判所の対応等も必要になってくる。これらに対応した条約が国連で策定されているが、初期的なものであり、十分ではない。
- 非司法による救済は革新的である。また、救済にあたっては、コミュニティでの交渉が必要となる。多くの当事者が参加を求めているので、企業は、コミュニティからの紛争解決の要請をプロジェクト全体の発展との関係で可能にするようにしなければならない。ステークホルダーは、人権の問題について提起する機会が与えられる必要がある。
- 企業の透明性が必要になる。救済への効果的なアクセスが保証される必要がある。
- 企業は、多くの情報を有し、また専門家である弁護士が代理するが、コミュニティにはそのような後ろ盾がない。このような問題意識から、救済へのアクセスについて弁護士が機関を立ち上げ、人権・ビジネス・ファイナンス等の専門家が参加している。第3の柱である救済へのアクセスは現状不十分であるため、ABAが中核的な役割を担って、公正な法の支配や環境の問題について、対応しようとして画策している。なお、コミュニティが関与することによって、よりバリューを確保しようとしている。グッドプラクティスの情報を共有することや、対話の促進、経済的なサポート、救済へのプロセスの確保、公正・迅速な救済を求めるべく努力している。
- 救済の原則は、対話を通じて、解決を図ることである。救済を提供することによって、すべての人権・環境問題に対応したいと思っている。
- 企業において、救済を提供することが必要であり、それが、国際的なスタンダードとなる必要がある。パイロットプロジェクトとして、いくつかのものを提供している。
- ビジネスのコミュニティがビジネスと人権についてより理解するために、

BUSINESS AND HUMAN RIGHTS AS A GALAXY OF NORMS（銀河系としてのビジネスと人権）という論文を執筆した。これは、ビジネスと人権においては、ソフトローとハードローが影響し合うことが重要であること等を書いた論文である。人権・環境の救済が求められている中で、ソフトローの側面としては **UNGP** があり、日本が策定した行動計画や **OECD** のガイドライン等プライベートなスタンダードが挙げられる。最近では、銀行のガイドラインも策定されつつある。一方で、ハードローもたくさんある。フランスの人権デュー・ディリジェンス法やイギリスの現代奴隷法等である。人権デュー・ディリジェンスの枠組みで、貿易相手国にも影響を及ぼすことができる。

- 多くの気候関連訴訟が提起され、国連・民間、マルチステークホルダー等が関わっており、これらは民事・刑事責任にかかわってくる。このような訴訟は多くが石油やガスなどの採取産業で生じているが、銀行も影響を受けている。
- テクノロジーの乱用による人権侵害等に対して、遠隔地にあるコミュニティに救済へのアクセスを提供することが重要である。現状、適切な救済へのアクセスがない。

◆パネルディスカッション「救済へのアクセス実現に向けて政府・企業・市民社会・弁護士がとるべきアクション」

高橋弁護士への質問：

NAP を作成する過程で、救済へのアクセスという観点からステークホルダーは何を求めていたか、また日本版 *NAP* にはどのような課題が残されているか。

日本弁護士連合会では、*NAP* 策定の過程で意見書（2019年11月21日付け「ビジネスと人権に関する行動計画に盛り込むべき具体的な事項・施策に関する意見書」）を提出し、救済へのアクセスを実現するための施策を提言している。司法的な救済についてすべての人々への司法的救済へのアクセスを向上するための施策を提言している。また、非司法的な救済については、国内人権機関の設置、国際人権条約に基づく個人通報制度の導入、**OECD** ガイドラインの問題提起を行うための **NCP** 連絡窓口の機能強化、効果的な苦情処理メカニズムについての国による支援と設置等を提案している。

NAP 策定においては、経済界・市民社会等様々なステークホルダーが意見交換を

行い、作業部会の構成員一同で、共通要請事項を政府に提出している。救済へのアクセスにおいて、NCP や民間の取り組みについての政府への支援なども要請している。多くのステークホルダーの認識としては、現在の NAP においては、救済へのアクセスの内容について既存の取り組みが中心的な内容としてあるだけで、新たな取り組みが十分ではないのではないかという問題意識がある。

企業にとっては、救済の問題は、責任の問題も考慮する必要があるため難しい問題である。人権問題は企業の問題だけでなく、国を含む構造的な問題という側面も大きい。しかし、Elise Groulx 氏から説明があったとおり、現在企業の責任の範囲が拡大している。また、救済の問題は SDGs の真価が問われる問題である。以上からすれば、企業においても、自社において救済に取り組むと共に、政府に対して、救済へのアクセス改善を要望していくことが重要であると考えている。

指宿弁護士への質問：

人権に影響を受けている人たちの救済へのアクセスを得ようとしたときに、どのような障害があるか。

外国人労働者の支援をする立場から発言をしたい。日本における外国人労働者はとても弱い立場に置かれている。情報の点でも。相談をしたときに不利益を受けるという点においても。救済へのアクセスのシステムを作るときには、この二つを意識しないと意味がない制度になる。

情報弱者という面についていえば、日本語だけでは情報が伝わらない。英語の対応をしても少数言語を使っている外国人も多いので、言葉の問題は解決しない。ベトナム人技能実習生は英語がわからない。そのため、各国言語で情報を掲載しなければならない。また、ホームページに掲載するだけでは情報は伝わらない。ベトナム人が使うフェイスブック等を使って伝達しないと伝わらない。本気で対応しないと情報は伝わらない。

不利益を受ける恐れという点については、技能実習生の場合が典型的であるが、弁護士に相談したというだけで、受け入れ企業が強制的に帰国させるという事件が起こっている。また、解雇されるという事例も起こっている。技能実習生は送り出し国において、ブローカーに多額の手数料を払い、多額の借金をしている。強制帰国や解雇された場合には、借金だけが残るので、結局は救済へのアクセスができない。ここを取り除かなければ救済へのアクセスは機能しない。

現在、労働組合や NGO 等の民間の支援団体によって外国人の支援が担われてい

るが、政府のシステムだけでは現実的には機能しない。民間の支援団体の経験や知恵を十分に活用して、連携して取り組まなければならない。そのような発想は日本政府には乏しい。

企業がシステム作りに取り組む際にも同様で、企業だけでなく、民間の知恵を借りる必要がある。

アイシャ・ビディン氏への質問：

国内人権機関が救済へのアクセスを支援することは、企業にとってどのようなメリットがあるのでしょうか？国内人権機関は、指導原則によって企業が設立を義務付けられている苦情処理メカニズムの運用を補完するものでしょうか。

国内人権機関（NHRI）が独立機関で、かつ、法律上の権能を得ている。そのため、人権を保護し、調査することもできるし、公的な提言や研修をすることもできる。また、企業をサポートすることもできる。企業は指導原則 31 に基づいて、苦情処理メカニズムを持つこともできる。

また、NHRI は、苦情処理メカニズムを作ることもできる。法的な権限も与えられており、また知識も豊富であるので、企業が苦情処理メカニズムを導入する際にサポートすることができる。

また、プラットフォームを提供するという意味で企業をサポートすることもできる。市民社会とのコンタクトや対話等、企業だけではできない支援をすることができる。また、企業の教育訓練等もサポートすることができる。

NHRI は、いろいろな知見やリソースを提供してくれる一つの導管として市民社会と企業をつないでくれる存在でもある。

シンヨン・チュン氏への質問：

韓国では、NCP と比較して救済へのアクセスを改善するために国内人権機関がどのような役割を果たしますか？企業が苦情処理メカニズムを強化するために必要なことは何でしょうか？

国家人権委員会としては、域外の権限を持っていない。国家ベースでの手続が必要である。

個別に国連人権員会に申し立てをすることも考えられるが、国連の手続なので非

常に時間がかかる。タイムリーに処理してもらえないという問題がある。そこで、NCP に申し立て、企業にプレッシャーをかけるという方法が採られ、これが有効に機能することも多い。メディアにプレスリリースをする等の方法も採られる。パーム油の事案では、メディアに取り上げてもらって、企業に十分なプレッシャーをかけることができたと思っている。NCP 関係のプレスリリースであればメディアは取り上げてくれやすい。このように、企業には NCP から申し立てられたということだけでプレッシャーとなるので有益である。

NCP の実効性を上げる方法はあると思う。いろんな国でいろんな施策がとられることもある。具体的には、産業界向けの規制当局への働き掛けも考えられる。市民社会が NCP のメンバーになれるようにしてほしい。OECD ガイドラインをよく理解している人をメンバーとして選任してほしいと考えている。

エリス・グルー氏への質問：

人権を保障する上で「救済へのアクセス」が果たす役割はどのようなものでしょうか？企業、国、あるいはステークホルダー自身、誰が人権の「擁護者」になるのでしょうか？なぜ多くの人が「救済へのアクセス」がないがしろにされていると指摘しているのでしょうか？

企業は、企業の活動によってマイナスの影響が生じることを望んでいるわけではなく、システムの一環としてそうなってしまうことが多い。ラナプラザのビル崩壊については、多国籍企業に直接的な原因であったというわけではなく、たくさんの労働者を集め、発電所を屋上に置いて、迅速に生産させていたことが直接的な原因である。多国籍企業は直接的には関係していなかったが、間接的に生産させていた。これは企業のシステムの弊害と考えると、問題を特定して、緩和して防止するということが重要になる。国家においてこれに対処しなければならないが、今後関係する法律が施行されることを確信する。

企業が責任を受け入れるのは難しいと思う。そのため、システムはより監視されなければならないし、より深く吟味されなければならない。内部告発者の情報も有益である。全体として救済へのアクセスが機能しているか確認することが大切である。当初法曹界もポジティブではなく、反射的に関係ないといいがちであったし、現在もそうであるが、そのメンタリティは変えていかなければならない。

高橋弁護士、エリス・グルー氏への質問：

弁護士としての役割として、法的な責任と実際の救済というところで議論が必要。全体の構造として、負の影響を取り除くための弁護士の役割等について紹介してほしい。

(高橋弁護士)

法律家も、企業と市民を含めてどのようなクライアントのために仕事をするにあっても救済へのアクセスを意識することが大切であると思う。

企業にとっては法的な責任や義務を認めるという話になると難しいところではあるが、ビジネスと人権に関する訴訟も世界各国で提起されている状況においては向き合う必要がる。責任という点を一時的に棚上げしておいても、企業は、救済について他のステークホルダーと一緒に取り組むことができることがあるのではないかなと思う。企業はステークホルダーや独立した専門家と一緒に取り組むということが大切であり、そのような観点から、私も所属している「責任ある企業行動及びサプライ・チェーン研究会」も、企業の苦情処理メカニズム整備のための指針として「対話救済ガイドライン」が公表している。

(エリス・グルー氏)

この問題はあらゆる種類の弁護士みんなが関与するべきで拡大しつつあると思っている。特に若い弁護士の関心も高い。課題としてはインスピレーションをもたらしてくれるものである。ハーバードの弁護士の先生は、弁護士は、ただ法律を適用することもできるが、リーダーになることもできると言っていた。裁判所は、人権においても環境においても、裁判所が介入できるということに目覚めたので、特に被害が大きい場合介入しがちである。世の中のいろんな規範が裁判所を促進している。国連指導原則はパラダイムシフトをもたらしたが、ますます進化している。弁護士は企業が責任ある立場になるようにリードしていかなければならない。

よりポジティブな方向に動かすということが若い弁護士はできると思うのでやってほしい。もちろんシニアもお手伝いをする。よりサステナブルな企業になるようインスピレーションを与えるべき。

指宿弁護士への質問：

ステークホルダーエンゲージメントの重要性について、近年日本の企業の中で変化があるか？

技能実習生の支援をしていて、ここ 3 年間ほど企業の意識が変化してきている。主に大企業においてであるが。直接大企業においては技能実習生を雇う企業はあまりないので人権侵害が起こっていない。もっともそのサプライチェーンの中小下請けにおいて人権侵害が起こっている。以前は、大企業はそのあたりの意識が向いていなかったが、最近はそのあたりについて意識せざるを得なくなっている。

企業がレピュテーションリスク、人権リスクを意識せざるを得ない状況になっている。サプライチェーンのどこかで人権侵害が起こると、大企業の社会的責任が問われてしまうということである。これはメディアや消費者や市民の意識が変わってきていることの証左である。

弁護士としては、企業が法的責任を負うかどうかの判断だけではなく、社会的責任を負うかどうかということのアドバイスもしなければならない状況になりつつあると考えている。

エリスさんから法曹界はこれまでポジティブではなかったという話もあったが、企業を支援する弁護士もこの問題について無関心でいられない。労働弁護士も企業を攻撃するだけではなく、企業に働きかけて改善してもらおうということが重要であると思う。

アイシャ・ビディン氏への質問：

人権機関において、教育を上げてもらったが、救済については、権利者がどのような権利を有するのかというところの教育が重要であると思っている。そのあたりの教育はどうしているか？

人権に関する教育については、NHRI においてその権限が与えられている。人権についてはプラットフォームを提供し、いろいろな対話や会話をした。ワークショップをして啓発活動も開始した。内部の構造システムを作れないか等の検討をした。トレーニングなども実施し、中小企業を対象にもやっている。中小企業は規模が小さいから、大きな企業と同じ基準を適用することはできないけれども、ある程度のデュー・ディリジェンスをすることの重要性をうたっている。人権のデュー・ディリジェンスについて、中小企業を対象にやっている。

これについてはかなりの影響があったと思う。プランテーション・石油関連の施設に行って、知識を共有したりする。最も強力な条項であると思う。NHRI はこの権限を活用し、トレーニングをしていく。ほかのステークホルダーとの協力もする。

司法部門との協力もしている。ほかのステークホルダーの認識を高めるということもしている。義務的なデュー・ディリジェンスについて、重要なのは、どうやって執行機関や規制機関の能力を見極めるかが重要。ここにおいて NHRI は役立てると思う。

シンヨン・チュン氏への質問：

企業の情報開示、立証責任の問題についてどのように考えているか。

立証責任は裁判になると重要な点になる。義務的なデュー・ディリジェンス法が提案されている。立証責任の問題も取り扱われている。立証責任は企業側にあるべきと思っている。立法化にあたってはこの点を主張していきたい。

情報開示について、情報の入手は難しいことが多い。もっとも NCP の手続を通じて企業から情報入手することもある。現在は、非財務情報についての開示も求められている。もっとも義務的な人権デュー・ディリジェンス法ということであれば考えなければならない。すなわち、法律として会社に対して免責特権を与えるようなものであってはならず、グリーンウォッシングになるようなものではあってはならない。

韓国の市民社会と連携して取り組んでいるところである。

◆閉会挨拶 佐谷道浩（日本弁護士連合会副会長）

現状や事例を踏まえて救済へのアクセスの取組について御紹介いただき、皆様も興味深くお聞きになったことと思う。他方、各種制度が導入されていても、実務面では、様々な課題が残されていることも各種事例を通して知ることができた。先進事例・実務上の課題いずれも、日本における救済へのアクセス実現を考える上で、有用な視点と思う。

救済へのアクセスの実現は、基本的人権の擁護を掲げる弁護士会として、一層重点的に取り組んでいかなければならない課題と考えている。その過程では、労働者・企業関係者の視点は当然のことながら、市民社会や政府関係者等様々なステークホルダーのお考えを踏まえて検討していくことの重要性を再認識する。

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」公表から 10 年経った。指導原則に基づく救済へのアクセス実現に向けて、本日お集まりの皆様とも、積極的に意見交換させていただければ幸いである。

以上